

京都市〇〇区〇〇地区建築協定運営細則

(目的)

第1条 この細則は、京都市〇〇区〇〇地区建築協定（以下「協定」という。）の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(協定会員)

第2条 協定会員は、1区画につき1名とし、共有者がある場合は、その代表者1名とする。1区画とは、利用上一体として使用する一筆の土地又は数筆の隣接する土地をいう。

(運営委員会の役員を選任)

第3条 協定第〇条に定める委員会の委員は、建築協定区域内の土地の所有者等の互選により選出する。

(委員会の招集)

第4条 委員会の招集は、必要に応じて委員長が行う。

(運営委員会の業務)

第5条 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

- (1) 協定第〇条に定める建築計画の届出の審査及び結果の回答
- (2) 協定第〇条に定める違反者に対する措置
- (3) 協定第〇条に定める裁判所への提訴
- (4) 協定の運営に係る経費に関する必要な事項
- (5) その他協定の運営に関すること

(委員会の決議)

第6条 委員会の議決は役員を含め委員の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(総会)

第7条 総会は、年1回開催する。

2 委員長が必要と認めたとき又は協定会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催するものとする。

3 建築協定区域内の土地の所有者等の議決権は、協定会員1名につき1票とし、協定会員の過半数が出席（委任による代理出席を含む。）することをもって、総会成立とする。

4 総会の招集は委員長が行う。

5 次の各号に掲げる内容については、総会の議決又は承認によらなければならない。第1号から第4号の事項についてはその過半数をもって決し、第5号の事項については、その3分の2以上をもって決する。第6号の事項は、協定第〇条に従って、建築協定区域内の土地の所有者等の過半数をもって決する。第7号の事項は、協定第〇条に従って、建築協定区域内の土地の所有者等の全員の合意をもって決する。

- (1) 委員の選任及び解任に関すること
- (2) 委員会の提案した年度計画及び予算に関すること

- (3) 運営報告及び収支報告に関すること
- (4) その他委員会が提案した決議事項
- (5) 細則の変更及び廃止に関すること
- (6) 協定の廃止に関すること
- (7) 協定の変更に関すること

(利害関係者)

第8条 議案について直接の利害を有する委員は、その議事に加わることができない。

2 利害関係を有する協定会員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要がある場合は、関係人を委員会に出席させてその意見を聞くことができる。

(議事録の作成及び保管)

第10条 委員会及び総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過及びその結果を記載する。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(会計)

第11条 協定の運営に係る費用は、建築協定区域内の土地の所有者等の負担とする。

2 負担金は、1年度で協定会員1名につき〇〇〇円とする。

3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(建築又は用途変更の計画の届出)

第12条 協定第〇条の規定による建築又は用途変更の計画の届出をしようとする者は、建築協定承認申請書(第〇号様式)に配置図、平面図及び立面図を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、第1項の届出を受けたときは、届出を受けた翌日から14日以内に届出者に適否の通知をしなければならない。

(土地所有者等の変更の届出)

第13条 協定第〇条の規定による土地の所有者等の変更の届出は、土地所有者等変更届(第〇号様式)を従前の土地の所有者等が委員長に届け出るものとする。土地所有者等変更届は委員長が保管する。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計及びその他必要な事項は、委員会の承認を得て、委員長が定める。

(附則)

この細則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

- ・ これは、ひな型ですので、運営細則を作成する際の項目の参考としてください。
- ・ 建築協定書と矛盾がないか、確認をしながら作成してください。